



2026年6月25日

各 位

会 社 名 株式会社レオパレス 21
代 表 者 名 代表取締役社長 宮尾 文也
(コード番号8848 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役 経営管理本部長 竹倉 慎二
(TEL 050-2016-2907)

株主代表訴訟の判決に関するお知らせ

2023年12月13日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」及び2024年10月7日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」でお知らせしました、過去に当社と取引関係のあった法人株主である株式会社TENZAN（持株比率0.0003%）及び当社個人株主3名が、当社取締役及び元取締役22名並びに当社監査役及び元監査役5名に対し、当社への損害賠償の支払を請求した株主代表訴訟（以下「本訴訟」といいます）について、本日、判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 2026年6月25日

2. 判決の内容（要旨）

東京地方裁判所は、当時の取締役及び監査役のいずれにも原告らの主張する善管注意義務違反が認められないと判断し、原告らの請求をいずれも棄却しました。

3. 訴訟の経緯

当社が家具・家電の処理・リユース業務を委託するにあたり、株式会社TENZANを介して株式会社セカイズに対し、リサイクル料金を含む処理手続費用を「マンスリー委託費」（メンテナンス委託費）として支払っていた事実及び「マンスリー委託費」（メンテナンス委託費）を株式会社TENZANに送金していた事実自体に関し、当時当社の取締役及び監査役であった者26名（以下「被告ら」といいます）に善管注意義務違反があったとして、被告らに対し、連帯して、総額約35億円及びこれに対する遅延損害金を当社に支払うこと、並びに、2022年2月に実施された当社の家具・家電の配送・設置・搬出業務に関する入札手続について、その入札期間が短期間で行われたためCSR調達ガイドラインに則った適正な入札が実施できず、その結果入札の目的であるコストカットが不十分であったことは、当時の取締役及び監査役（合計8名）の善管注意義務違反に当たり、当社に対して約4億円の賠償金を当社に支払うことを求めるものとして提起されました。

2023年12月22日付「株主代表訴訟への補助参加に関するお知らせ」のとおり、当社は、本訴訟が原告らの利益を図る目的又は当社へ損害を加える目的をもったものであると認識しており、原告らの請求には理由がなく、補助参加人として訴訟手続に適切に関与することを通じ、裁判所の適正なご判断をいただく必要があると判断し、被告ら側に補助参加しました。

4. 今後の見通し

本判決による、当社業績への影響はございません。本件に関して、今後、開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以上